

## 学外研修報告書

私は、学外研修員として出張しておりましたが、このたび研修を終えて帰任いたしました。つきましては、次のとおりご報告申し上げます。

報告日	2019年4月10日	所 属	法学部国際関係法学科
職 名	准教授	氏 名	宗田 貴行 <span style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">蓄</span>
研修種別	1. <u>海外</u> 2. 国内	研修種類	1. <u>長期</u> 2. 短期
研修期間	2018年4月1日 ~ 2019年4月1日		
学外における主な研修機関および訪問先 ドイツ・ハンブルグ所在の マックス・プランク研究所 (外国私法・国際私法)			
出張目的または研究題目 消費者法分野の集団的被害救済と違反抑止手法の研究			
資 格 ① 平成30年度獨協大学学外研修員 (派遣) 2. 本学承認の学外研修員 (自費等) 3. その他 ( )			
大学から支給された費用 (要清算書類)・補助金額		300	万円
研修内容 (1. 研修経過の詳細 2. 研究成果発表の予定 3. その他 を記入)			
本研修においては、以下詳しく述べるように、EU及ドイツ国内における立法作業のタイミングと重なったこともあり、予想以上の成果を導くことができたように思われる。			
勤続10年でおおよそ得たこの研修の機会を無駄にせぬよう日々、締切りに追われながらエッセイと過ごした為か、あつという間の充実したものとなった。御礼を申し上げます。			

提出先：所属学部長→学長→人事課

裏面につづく

## 1 研修経過の詳細

ドイツ・ハンブルグ所在のマックス・プランク研究所（外国・国際私法）において、ユルゲン・パーゼドー教授の指導の下、研究を行った。

研究内容は、不当表示や不当約款条項や不当勧誘による消費者の集団的被害を救済する方法の検討とこれらの行為の抑止のために行政的手法はいかにあるべきかについてである。

研究方法としては、上記研究所の図書館所蔵資料の他、EU及びドイツの関連機関のウェブサイト公表された資料の収集、ベルリン・フンボルト大学の法律図書館等の資料の収集をはじめ、ベルリン所在の消費者センターへの取材、ポーフム大学やライプツィヒ大学での学会への参加、実務家による講演会への参加等を行った。

この研究は、科研費基盤研究(C) (17K03510)「消費者取引に関する被害救済と違法収益徴収における司法と行政の役割」、科研費共同研究(B) (25285033)「ヨーロッパ消費者法の体系と消費者の権利——消費者法の体系化へ向けて」(代表・鹿野菜穂子慶應義塾大学大学院法務研究科教授)(共同研究者)、基盤研究(B) (16H03574)「消費者被害の救済手法と抑止手法の多様化及び両者の連携に関する比較法政策的研究」(代表・松本恒雄国民生活センター理事長)(連携研究者)に基づくものでもあった。

2018年4月初旬には、ドイツ不正競争防止法の現行法の条文の翻訳を龍谷大学中田邦博教授らと共に公表する予定であるため、その下準備としての翻訳作業を行った。

また、適格消費者団体の差止請求権制度の問題点を指摘し、その改善可能性を提示した論考「適格消費者団体の差止請求権の種類・目的・要件・内容——妨害排除請求権の意義とその活用——」を獨協法学105号に公表した(同年4月)。

同年4月11日にEU委員会からNew Deal for Consumersと題した一連の消費者政策が発表されたことから、特に筆者の研究対象といえる消費者の集団的利益保護のための団体訴訟に関する新指令案を翻訳し、我が国の適格消費者団体の差止請求権制度と消費者裁判手続特例法上の手続との比較検討を行う論考「消費者の集団的利益保護のための団体訴訟に関するEU指令案——適格消費者団体訴訟・消費者裁判手続特例法との比較検討——」を獨協法学106号に公表した(同年8月)。

同年11月11日に開催される日本消費者法学会大会でのシンポジウムにおける報告の予稿として「行政処分による被害救済」と題した論考を現代消費者法40号に公表した(同年8月)。

同年11月に一時帰国し、同年11月11日に、日本消費者法学会第11回大会シンポジウム「消費者被害の救済と抑止の手法の多様化——実効性確保のための執行主体のあり方」(青山学院大学)において、個別報告「行政処分による消費者被害救済」を行った。

2018年11月20日には、内閣府消費者委員会・消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキンググループ第14回会合において、報告「消費者法分野における違法収益の剥奪に関するドイツ法を参考にした日本法の検討」を行った。

2018年5月に、ドイツにおいて集団的被害救済のための新たな訴訟手続であるムスタ確認訴訟制度が制定されたことから、7年半ほどの準備期間を経て、立法資料等の分析、関連機関への取材等を踏まえ、同制度の制定史をまとめた上で、同制度と我が国の消費者裁判手続特例法上の手続との比較検討を行う論考「ドイツ民訴法改正による多数消費者被害救済のためのムスタ確認訴訟制度の制定——我が国の消費者裁判手続特例法との比較検討——」を獨協法学107号に公表した（同年12月）。

## 2 研究成果発表の予定

研究成果の発表は、上記において既に一部は行っているが、さらに、以下のものがある。

第一に、2017年に改訂され2020年から施行されるEU消費者保護協力規則（EU/2017/2394）においては、行政処分による被害救済が明記されていることから、上記日本消費者法学会大会での報告における質疑応答も踏まえた上で、消費者法分野の行政処分による被害救済についての現時点での検討の総集編的内容の論考「行政処分による集団的消費者被害救済——EU消費者保護協力規則（2017年）制定を踏まえて——」を獨協法学108号に公表する（2019年4月公刊予定）。

第二に、上記日本消費者法学会大会での報告の内容を文章化したものは、すでに出版社に原稿を送付済みであり、今年度の消費者法誌に掲載される予定である。

## 3 その他

今後の研究活動の展開としては、第一に、上記獨協法学105号、106号、107号掲載論文等の公表済みの論考に幾つかの未発表論文を加えた著書『消費者団体訴訟と被害救済（仮）』を信山社から2019年度内に出版することが決定している。

第二に、研修期間中に所属していたマックス・プランク研究所の紀要の法律専門誌であるJapan Recht誌に妨害排除請求権及び行政処分による金銭的消費者被害救済に関する論文を英語又はドイツ語で執筆することを編集長のHarald Baum教授から依頼された。来年度（2020年度）中の公表を目指して作業に取り込む予定である。